

○環境省告示第三十九号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号の規定に基づき、
土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法（平
成十五年三月環境省告示第十八号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重
傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ
を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを
新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表

特定有害物質の種類	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。） <u>K0102-3 14.3、14.4</u> 又は <u>14.5</u> に定める方法
六価クロム化合物	<u>規格 K0102-3 24.3</u> （ <u>24.3.7</u> を除く。）に定める方法（ただし、 <u>24.3.2</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、 <u>規格 K0170-7 7</u> の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
（略）	（略）
シアン化合物	<u>規格 K0102-2 9.3.2</u> 若しくは <u>9.3.3</u> の蒸留操作を行い、 <u>9.4、9.5、9.6</u> 若しくは <u>9.7</u> の分析を行う方法又は <u>水質環境基準告示付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）</u> に掲げる方法
（略）	（略）
四塩化炭素	<u>規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1</u> 又は <u>5.5</u> に定める方法
1,2—ジクロロエタン	<u>規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1</u> 又は

別表

特定有害物質の種類	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。） <u>K0102 の 55.2、55.3</u> 又は <u>55.4</u> に定める方法
六価クロム化合物	<u>規格 K0102 の 65.2</u> （ <u>規格 K0102 の 65.2.7</u> を除く。）に定める方法（ただし、 <u>規格 K0102 の 65.2.6</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、 <u>規格 K0170-7 の 7</u> の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
（略）	（略）
シアン化合物	<u>規格 K0102 の 38 に定める方法（規格 K0102 の 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）</u> 又は <u>水質環境基準告示付表 1</u> に掲げる方法
（略）	（略）
四塩化炭素	<u>規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1</u> 又は <u>5.5</u> に定める方法

	5.3.2 に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	シス体にあつては <u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては <u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
ジクロロメタン	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
水銀及びその化合物	水銀にあつては水質環境基準告示付表 2 に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下「排出基準検定告示」という。)付表 1 に掲げる方法
セレン及びその化合物	<u>規格 K0102-3</u> 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
テトラクロロエチレン	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1

1,2—ジクロロエタン	<u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	<u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	シス体にあつては <u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては <u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	<u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
ジクロロメタン	<u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
水銀及びその化合物	水銀にあつては水質環境基準告示付表 2 に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下「排出基準検定告示」という。)付表 3 に掲げる方法
セレン及びその化合物	<u>規格 K0102</u> の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法

	又は 5.5 に定める方法
(略)	(略)
1, 1, 1—トリクロロエタン	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	<u>規格 K0125</u> 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
鉛及びその化合物	<u>規格 K0102-3</u> 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
^ひ 砒素及びその化合物	<u>規格 K0102-3</u> 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
ふっ素及びその化合物	<u>規格 K0102-2</u> 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン 化合物又はハロゲン化水素が多量に 含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び 塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液 とグリセリン 250ml を混合し、水を 加えて 1,000ml としたものを用い、

テトラクロロエチレン	<u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
(略)	(略)
1, 1, 1—トリクロロエタン	<u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	<u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	<u>規格 K0125</u> の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
鉛及びその化合物	<u>規格 K0102</u> の 54 に定める方法
^ひ 砒素及びその化合物	<u>規格 K0102</u> の 61 に定める方法
ふっ素及びその化合物	<u>規格 K0102</u> の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグ

	規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は <u>5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)</u> 及び <u>5.5 に定める方法</u>
ベンゼン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
ほう素及びその化合物	規格 K0102-3 5.2、 <u>5.5</u> 又は <u>5.6</u> に定める方法
(略)	(略)
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。)	規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又は <u>パラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあっては規格 K0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 若しくは 7.2.1 及び 7.2.6 に</u>

	リセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、 <u>規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)</u> <u>に定める方法又は規格 K0102 の 34. 1. 1 c) (注 (2) 第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)</u> <u>に定める方法</u> (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び <u>水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法</u>
ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
ほう素及びその化合物	規格 K0102 の <u>47.1</u> 、 <u>47.3</u> 又は <u>47.4</u> に定める方法
(略)	(略)
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に	<u>排出基準検定告示付表 1 に掲げる方法又は規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外</u>

	<u>定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）</u>
	限る。） <u>のもの（メチルジメトンにあつては、排出基準検定告示付表2に掲げる方法）</u>